

# 船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金交付要綱

令和5年2月15日

国海産第466号

## (通則)

第1条 安定供給確保支援法人（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第31条第1項に規定する安定供給確保支援法人をいう。以下「補助事業者」という。）に対する船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

## (交付の目的)

第2条 この補助金は、四面を海に囲まれ海上輸送が国民生活・経済活動に不可欠な極めて重要なインフラとなっている我が国においては、船舶の建造及びそれを支える船舶関連機器のサプライチェーンの強靱化が不可欠であることから、船舶を構成する重要機器のうち生産途絶等のおそれが顕在化しているもの（エンジン及びその部分品であるクランクシャフト、ソナー並びにプロペラに限る。以下「船舶関連機器」という。）を対象として、経済安全保障推進法第31条第3項第1号の助成金（以下「間接補助金」という。）の交付その他の安定供給確保支援業務を行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費を補助することにより、これらの船舶関連機器のサプライチェーンの強靱化を図り、もって我が国の安定的な海上輸送の確保を図ることを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、経済安全保障推進法において使用する用語の例による。

## (交付の対象及び補助率)

第4条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

## (補助金交付申請)

第5条 補助事業者は、経済安全保障推進法第31条第1項に基づく安定供給確保支援法人としての指定を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、第1号様式による交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （交付決定）

第6条 大臣は、前条第1項の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、第2号様式による交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 大臣は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

4 前条第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る第1項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

#### （申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に大臣に書面をもって申し出なければならない。

#### （計画変更の承認）

第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ第3号様式による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の流用増減を除く。

（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（ア）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由

な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

- 2 大臣は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるときは、変更の承認を行い、第4号様式による変更承認通知書を補助事業者に送付するものとする。
- 3 大臣は、前項の通知に際して、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(補助事業の休止又は廃止)

第9条 補助事業者は、経済安全保障推進法第40条に基づく大臣の許可を受けた場合を除き、補助事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(遅延報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに第5号様式による遅延報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況について、大臣から要求があったときは、速やかに第6号様式による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（経済安全保障推進法第40条に基づく大臣の許可を受けて、補助事業を廃止するときを含む。）は、その日から1ヵ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに第7号様式による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、前二項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 大臣は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、これを審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第8条に基づく

承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第8号様式による通知書により、補助事業者へ通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (補助金の請求)

- 第14条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、第9号様式による精算(概算)払請求書を大臣に提出しなければならない。

#### (消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、第10号様式により速やかに大臣に報告しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 前項の補助金の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

#### (交付決定の取消等)

- 第16条 大臣は、補助事業者が経済安全保障推進法第40条に基づく大臣の許可を受けて、補助事業の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
  - (4) 経済安全保障推進法第41条第1項、第2項又は第3項の規定により大臣が補助事業者の同法第31条第1項に基づく指定を取り消した場合
  - (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続

する必要がなくなった場合

(6) 間接補助金の交付の対象となる認定供給確保事業者（以下「間接補助事業者」という。）が、法令に違反又は間接補助金を認定供給確保事業（以下「間接補助事業」という。）以外の用途に使用した場合

- 2 大臣は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、前項の返還を命ずる場合（第1項第5号及び第6号の場合を除く。）には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項の補助金の返還については、第13条第3項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、経済安全保障推進法第36条及び第38条の規定に基づき、補助金に係る経理について帳簿を備え、他の経理と区分して整理するとともに、全ての証拠書類を保存し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、大臣の要求があったときは、いつでもその閲覧に供し得るよう保存しておかなければならない。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産処分の制限)

第19条 取得財産等のうち、施行令第13条第4号の規定により大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産とする。

- 2 補助事業者は、取得財産等（取得価格又は効用の増加価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、第11号様式による財産処分申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の申請に対して承認をしたときは、第12号様式による財産処分承認通知書により、補助事業者に通知するものとする。
- 4 大臣は、前項の承認に際して必要な条件を付することができる。
- 5 補助事業者は、取得財産等（取得価格又は効用の増加価格が10万円未満のもの

を除く。)の処分による収入金があったときは、第13号様式による収入金報告書を大臣に提出しなければならない。

6 大臣は、前項の収入金があった場合には、その収入の一部を国に納付させることができる。

7 第2項から前項までの規定は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して大臣が別に定める期間を経過した取得財産等については適用しない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第20条 補助事業者は、経済安全保障推進法第33条の規定に基づき補助事業の開始前に定める安定供給確保支援業務規程において、間接補助金の交付の手続等について第6条から第8条まで及び第10条から前条までの規定に準ずる事項を定めなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により付した条件等によって間接補助金に係る返還等があったときは、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

3 補助事業者は、間接補助金の支払に必要な経費として第14条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助事業者に支払わなければならない。

(事業の終期)

第21条 補助事業を実施する期間は令和8年度までとする。ただし、経済安全保障推進法第41条第3項に基づき主務大臣が、補助事業者が安定供給確保支援業務を行う必要がないと認めるに至った場合を除く。

(推進指導体制等)

第22条 海事局長は、補助事業の運営が適切に行われるよう指導及び監督を行うとともに、これらに従い必要な措置を講ずるものとする。

2 海事局長は、本事業の効率的な執行を図るため、必要に応じて補助事業者及び間接補助事業者に対し必要な助言及び指導を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和5年2月15日から施行する。

別表 補助対象経費（第4条関係）

補助対象経費		補助率
区分	内容	
事業費	<p>助成事業費</p> <p>認定供給確保事業者（間接補助事業者）が認定供給確保事業（間接補助事業）を行うために必要な経費であって施設・設備・技術の導入に要する次の経費に充てるための助成金（間接補助金）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査・試験・分析・検証等費用</li> <li>・設計費</li> <li>・材料費</li> <li>・設備費（ネットワーク連繋、オペレーティングシステム構築の費用を含む）</li> <li>・運搬費</li> <li>・工事費（基礎工事、仮設・撤去、付帯工事、工事管理の費用を含む）</li> </ul> <p>（経済安全保障推進法第31条第3項第1号関係）</p>	<p>定額 （10／10以内） （認定供給確保事業者への助成率は1／3以内）</p>
	<p>情報収集等事業費</p> <p>補助事業者が次の業務を行うために必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定供給確保支援事業の対象とする特定重要物資等の安定供給確保に関する情報の収集及び公表</li> <li>・安定供給確保支援事業の対象とする特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談への対応</li> </ul> <p>（経済安全保障推進法第31条第3項第3号及び第4号並びにこれらの附帯業務関係）</p>	<p>定額 （10／10以内）</p>
管理費	<p>補助事業者が補助事業を執行するために必要な人件費、旅費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、振込手数料、その他諸経費</p>	<p>定額 （10／10以内）</p>

(第1号様式)

年 月 日

国土交通大臣

殿

申請者の名称及び住所並びに  
その代表者の氏名

令和4年度国庫債務負担行為による船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費  
補助金交付申請書

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条及び船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容
2. 補助事業の開始予定日及び完了予定日
3. 補助事業に要する経費 円
4. 補助対象経費 円
5. 補助金交付申請額 円
6. 3～5の費用区分ごとの配分額、各年度の内訳 (別添)

(注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(別添)

補助事業費総括表

(1) 国庫債務負担行為の期間の合計額に係る費用区分ごとの配分額

(単位：円)

国庫債務負担行為の期間の合計額				備考※2		
区 分		金 額				
補助事業の 予算	補助事業に 要する経費 (支出)	補助対象 経費	事業費	助成事業費		
			情報収集等事業費			
		管理費※1				
		小計				
		補助対象外 経費	その他の管理費			
		その他の支出				
		小計				
	合 計					
	収入	補助金交付申請額				
		自己資金	借入金			
			その他			
		その他の収入				
	合 計					

※1 補助事業者が補助事業の執行するために必要な人件費、旅費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、振込手数料、その他諸経費

※2 金額の算定的前提、見積金額等について、必要に応じ、備考欄に記載又は資料添付すること。

(2) 各年度の内訳及び費用区分ごとの配分額

(単位：円)

		各年度の内訳					合計額		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
補助事業の予算	補助事業に要する経費(支出)	補助対象経費	事業費	助成事業費					
				情報収集等事業費					
				管理費※1					
				小計					
		補助対象外経費	その他の管理費						
			その他の支出						
			小計						
		合 計							
	収入	補助金交付申請額							
		自己資金	借入金						
			その他						
		その他の収入							
	合 計								

※1 補助事業者が補助事業の執行するために必要な人件費、旅費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、振込手数料、その他諸経費

(第2号様式)

番 号  
年 月 日

殿

国土交通大臣 印

令和4年度国庫債務負担行為による船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費  
補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった標記補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）第6条第1項に基づき下記のとおり交付の決定をしたので、補助金適正化法第8条の規定に基づき通知する。

記

1. 補助事業の内容は、申請書のとおりとする。

2. 補助金の額等は次のとおりとする。

補助事業に要する経費 円  
うち補助対象経費 円  
補助金の額 円

(各年度の内訳)

(単位：円)

	各年度の内訳					合計
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
補助事業に要する経費						
補助対象経費						
補助金の額						

3. 上記2. の費用区分ごとの配分額は申請書のとおりとする。

4. 補助事業の実施にあたっては、補助金適正化法及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律並びにこれらの関係法令、船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金交付要綱、供給確保支援実施基準、安定供給確保支援業務規程に従うものとする。

(注) 交付の条件を付す場合には、適宜追記する。

5. 補助対象経費の管理費に含まれる人件費の対象者ごとに、実際に補助事業に従事した時間等を明らかにするため、出勤状況、従事した時間、従事した内容等を証明する足る帳簿類を作成すること。

(第3号様式)

年 月 日

国土交通大臣

殿

申請者の名称及び住所並びに  
その代表者の氏名

令和4年度国庫債務負担行為による船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費  
補助金に係る計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知を受けた標記補助事業の内容を変更したいので、船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 計画変更の内容

(交付決定の内容との違いを明らかにすること。)

2. 計画変更を必要とする理由

3. 計画変更が補助事業に及ぼす影響

4. 計画変更後の補助事業に要する経費等

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費     | 円 |
| (3) 補助金交付希望額   | 円 |

(注) 補助金交付申請書(第1号様式)別添「補助事業費総括表」を添付すること。

(第4号様式)

番 号  
年 月 日

殿

国土交通大臣 印

令和4年度国庫債務負担行為による船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費  
補助金に係る計画変更承認通知書

令和 年 月 日付け変更承認申請のあった標記補助金に係る補助事業の  
事業計画の変更については、船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金交付  
要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり  
承認したので通知する。

記

1. 補助事業の変更の内容は、事業計画変更承認申請書のとおりとする。

2. 補助金の額等は次のとおりとする。

既決定の補助金の額 円

変更後の補助金の額 円

(変更後の各年度の内訳)

(単位：円)

	各年度の内訳					合計
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
補助事業に要 する経費						
補助対象経費						
補助金の額						

(注) 交付の条件を付す場合には、「3. 承認の条件」として記載する。

(第5号様式)

年 月 日

国土交通大臣

殿

申請者の名称及び住所並びに  
その代表者の氏名

令和4年度国庫債務負担行為による船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費  
補助金に係る補助事業遅延報告書

標記補助金に係る補助事業の遅延等について、船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 遅延等の原因及び内容
2. 遅延等に係る金額
3. 遅延等防止のため講じた措置
4. 事業の遂行計画及び完了の予定

(第6号様式)

年 月 日

国土交通大臣

殿

申請者の名称及び住所並びに  
その代表者の氏名

令和4年度国庫債務負担行為による船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費  
補助金に係る状況報告書

標記補助金に係る補助事業の遂行状況について、船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業遂行状況（別添1、別添2）
2. 補助対象経費支出状況（別添3-1、3-2）
3. 当該状況報告の期間  
年 月 日～ 年 月 日

(別添 1)

補助事業遂行状況 (助成事業)

間接補助事業者 (認定供給確保事業者)	間接補助事業 (認定供給確保事業) の遂行状況

(別添2)

補助事業遂行状況 (情報収集等事業)

情報収集・公表	
照会・相談対応	

(別添3-1)

補助対象経費支出状況

(単位：千円)

補助対象経費 の項目		計画額 (A)	実績額 (B)	進捗率% (B/A )	計画額と の差額 (A-B)	今後の支 出見込額	備考
事業費	助成事業費						
	情報収集等 事業費						
管理費							
合計							

(備考)

1. 必要に応じ、経費の区分を細分化すること。
2. 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
3. 「計画額との差額」と「今後の実績見込額」に差額が生じる場合は、その内訳を備考欄に記載すること。

(別添3-2)

補助対象経費支出状況（間接補助事業毎）

1. 間接補助事業（認定供給確保事業）の名称：
2. 間接補助事業者（認定供給確保事業者）の名称：

（単位：千円）

経費の項目	計画額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A) %	計画額との 差額 (A-B)	今後の支 出見込額	備考
合計						

（備考）

1. 間接補助事業者ごとに作成すること。
2. 補助金交付要綱別表の「助成事業費」の欄に掲げる経費の項目ごとに整理するものとし、必要に応じ、細分化すること。
3. 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
4. 「計画額との差額」と「今後の支出見込額」に差額が生じる場合は、その内訳を備考欄に記載すること。

(第7号様式)

年 月 日

国土交通大臣

殿

申請者の名称及び住所並びに  
その代表者の氏名

令和4年度国庫債務負担行為による船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費  
補助金に係る補助事業実績報告書

標記補助金に係る補助事業の実績について、船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業の内容： 別添1、別添2のとおり

2. 補助事業の収支決算

補助事業に要した経費の合計額 円  
うち補助対象経費の合計額 (A) 円  
補助金交付決定通知書の補助金の額 (A') 円  
概算払済みの補助金の額 (B) 円  
補助金返還額 (B) - { (A) or (A') の小さい方 } 円

(各年度の内訳)

(単位：円)

	各年度の内訳					合計
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
補助事業に要した経費						
補助対象経費						
概算払済みの補助金の額						

詳細は別添3のとおり

(別添1)

補助事業（助成事業）の報告（間接補助事業毎）

1. 間接補助事業（認定供給確保事業）の名称：

2. 間接補助事業者（認定供給確保事業者）の名称：

3. 実施した内容

（注1） 認定供給確保計画の内容と対応させ、数字、工程表、写真・図表等を用いて、経過、管制した設備等の仕様、実績、結果等を説明すること。

（注2） 計画の内容と実績が異なっている場合には、その理由や変更内容を具体的に記述すること。

(別添2)

補助事業（情報収集等事業）の報告

(1) 情報収集・公表の実施内容

(注) 経過、実績結果等を説明すること。申請時から変更があった場合には、理由や変更内容を記述すること。

(2) 照会・相談対応の実施内容

(3) その他

(注) 上記以外の補助事業で変更等のあった項目につき説明すること。

(別添3-1)

補助事業費総括表

(1) 国庫債務負担行為の期間の合計額に係る費用区分ごとの実績額

(単位：円)

国庫債務負担行為の期間の合計額				備考※2			
区 分		予算額	実績額				
補助事業の 予算	補助事業に 要する経費 (支出)	補助対象 経費	事業費	助成事業費			
			情報収集等事業費				
		管理費※1					
		小計					
		補助対象 外経費	その他の管理費				
			その他の支出				
			小計				
	合 計						
	収入	補助金交付申請額					
		自己資金	借入金				
			その他				
		その他の収入					
		合 計					

※1 補助事業者が補助事業の執行するために必要な人件費、旅費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、振込手数料、その他諸経費

※2 金額の内訳等について、必要に応じ、備考欄に記載又は資料添付すること。

(2) 各年度の内訳及び費用区分ごとの実績額

(単位：円)

各年度の内訳														合計額	
区 分				令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		合計額	
				予算額	実績額										
補助事業の予算	補助事業に要する経費(支出)	補助対象経費	事業費	助成事業費											
			情報収集等事業費												
		管理費※1													
		小計													
	補助対象外経費	その他の管理費													
		その他の支出													
		小計													
	合 計														
	収入	補助金交付申請額													
		自己資金	借入金												
			その他												
		その他の収入													
	合 計														

※1 補助事業者が補助事業の執行するために必要な人件費、旅費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、振込手数料、その他諸経費

(別添3-2)

補助対象経費の執行実績 (間接補助事業毎)

1. 間接補助事業 (認定供給確保事業) の名称 :
2. 間接補助事業者 (認定供給確保事業者) の名称 :

(単位 : 千円)

経費の項目	計画額 (A)	実績額 (B)	執行率 (B / A) %	計画額と の差額 (A - B )	備考
合 計					

(備考)

1. 間接補助事業者ごとに作成すること。
2. 補助金交付要綱別表の「助成事業費」の欄に掲げる経費の項目ごとに整理するものとし、必要に応じ、細分化すること。
3. 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。
4. 予算額と実績額とが著しく相違するときには、「備考」の欄にその理由を記載すること。
5. 別紙として、完成した設備等の資産管理上の名称、仕様 (型式、性能、構造、数量等)、調達の契約日、取得日 (又は完工日)、取得価額、法定耐用年数等をリスト化した資料を添付すること。

(第8号様式)

番 号  
年 月 日

殿

国土交通大臣 印

令和4年度国庫債務負担行為による船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費  
補助金に係る補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け実績報告のあった補助事業について、これを確定し、船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金の額を下記のとおり決定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、通知する。

記

1. 補助事業の名称

2. 確定補助金額 金 円

(第9号様式)

年 月 日

国土交通大臣

殿

申請者の名称及び住所並びに  
その代表者の氏名

令和4年度国庫債務負担行為による船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費  
精算（概算）払請求書

船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定  
に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算（概算）払請求額
2. 請求金額の算出内訳（概算払請求の場合）
3. 概算払を必要とする理由（概算払請求の場合）
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

(第10号様式)

年 月 日

国土交通大臣

殿

申請者の名称及び住所並びに  
その代表者の氏名

令和4年度国庫債務負担行為による船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費  
補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確定の報告書

標記補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、船舶関連機  
器サプライチェーン強靱化事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）  
第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称
2. 補助事業者の名称
3. 補助金額（補助金交付要綱第13条第1項により確定された額）  
円
4. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
円
5. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税  
に係る仕入控除税額  
円
6. 補助金返還相当額  
円

(注) 別紙として積算の内訳を添附すること。

(第11号様式)

年 月 日

国土交通大臣

殿

申請者の名称及び住所並びに  
その代表者の氏名

令和4年度国庫債務負担行為による船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費  
補助金に係る財産処分承認申請書

標記補助金に係る補助事業に関して船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第19条第2項の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1. 間接補助事業（認定供給確保事業）の名称：
2. 間接補助事業者（認定供給確保事業者）の名称：
3. 処分を行う財産及びその理由

財産の 名称	仕 様	数量	取得 単価	取得 価額	取得 年月日	残存 価格	処分の 方法	処分による 収入見込額	処分の 理由

4. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び目的）
5. 処分の条件

(備考)

1. 「処分の方法」の欄には、売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記入する。また、自己使用の場合は用途を記載すること。
2. 「相手方」及び「処分の条件」は、自己使用の場合は不要。

(第12号様式)

番 号  
年 月 日

殿

国土交通大臣 印

令和4年度国庫債務負担行為による船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費  
補助金に係る財産処分承認通知書

令和 年 月 日付け申請のあった標記取得財産等については、下記のとおり  
処分を承認したので、船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金交付要綱  
(以下「補助金交付要綱」という。)第19条第3項に基づき通知する。

記

1. 間接補助事業（認定供給確保事業）の名称：
2. 間接補助事業者（認定供給確保事業者）の名称：
3. 処分の承認に係る取得財産等
4. 処分の承認の条件

(第13号様式)

年 月 日

国土交通大臣

殿

申請者の名称及び住所並びに  
その代表者の氏名

令和4年度国庫債務負担行為による船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費  
補助金に係る財産処分による収入金報告書

標記財産処分による収入金に関して、船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第19条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 間接補助事業（認定供給確保事業）の名称：
2. 間接補助事業者（認定供給確保事業者）の名称：
3. 収入金の合計額 円

4. 処分した財産及び収入金の内訳

財産の 名称	数量	取得 単価	取得 価額	取得 年月日	処分 年月日	残存 価格	処分金によ る収入金	処分の 方法